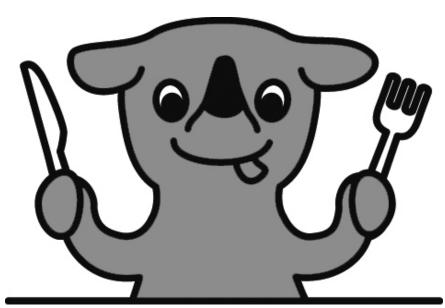
令和4年度 千葉県食品衛生監視指導計画 (案)



千葉県マスコットキャラクター チーバくん

千葉県健康福祉部衛生指導課

目 次

第1	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第2	総括的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1	監視指導計画の対象地域
2	監視指導計画の対象者等
3	実施期間
第3	監視指導を実施すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・2
	共通監視指導事項 (1)食品関連営業施設及びふぐ営業認証施設に対する監視指導 (2)と畜場及び食鳥処理場等の食肉流通の拠点施設に対する監視指導
	重点監視指導事項 (1)食中毒予防対策に係る事項 (2)表示に係る事項 (3)食品群ごとの食品供給行程(フードチェーン)に係る事項 (4)広域流通する食品の製造等に係る監視指導事項 (5)異物混入対策に係る監視指導事項 (6)輸入食品に係る監視指導事項 (7)回収食品等及び廃棄食品等の処理に係る事項 (8)食品衛生法等の改正に係る事項 (9)飲食店における持ち帰り・宅配食品の衛生管理に係る事項
第4	監視指導等の実施体制等に関する事項・・・・・・・・・・8
	監視指導等の実施機関と役割 (1)健康福祉部衛生指導課 (2)保健所 (3)食肉衛生検査所
	食品収去検査等の実施機関と役割 (1)健康福祉部衛生指導課 (2)保健所 (3)衛生研究所 (4)食肉衛生検査所 (5)登録検査機関
	連携体制の確保 (1) 広域的な食中毒事案発生時の関係機関との連携体制の確保 (2) 他の都道県等の食品衛生担当部局との連携

		3) 国との連携
	(∠	4)その他の部署等との連携
4	į	試験検査実施機関の体制の整備
第5		施設への立入検査に関する事項・・・・・・・・・・・・・ 11
1		立入検査の方向性
2		監視分類及び監視指導の頻度
第6	•	食品等の収去検査等に関する事項・・・・・・・・・・・・ 13
第7		夏期及び年末等の監視指導の強化に関する事項 ・・・・・・・ 13
第8	:	違反を発見した場合の対応に関する事項・・・・・・・・・ 14
1		立入検査時に違反を発見した場合
2		収去検査の結果、違反を発見した場合
3	:	違反事実の公表
第9		県民等への情報提供及び意見の交換(リスクコミュニケーション)の
	:	実施に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
第 10	0	食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項・・・・・・・ 16
第 1	1	食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進に関する事項・・・・ 17
第 1	2	食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項・・・・ 19
(参	考	
資	料	1 令和4年度における監視指導及び検査の実施計画
資	料	2 令和4年度立入検査計画及び啓発事業予定表
資:	料	3 千葉県食品衛生監視指導計画に関する用語集

第1 基本方針

食品衛生に関する監視指導(以下「監視指導」という。)は、食品、添加物、器具及び容器包装(以下「食品等」という。)の生産、製造、加工、輸入、流通、販売等の実態、食中毒等の食品衛生上の危害の発生状況、施設の食品衛生上の管理の状況等を踏まえて実施すべきものである。

本県は、首都圏にありながら、三方を海に囲まれた温暖な気候と豊かな自然を有し、全国有数の農水産物の生産県であることから、安全・安心な「千葉ブランド」づくりを目指しており、また、四季を通じて観光・行楽に多くの人が訪れることから「観光立県」を推進している。更に、成田国際空港、千葉港等の食品輸入の拠点を擁している等、多面的な特性を有し、関連して多くの食品が流通しており、食品等の安全性の確保のためには、これらの特性を勘案して総合的な見地に立った衛生対策を実施していく必要がある。

このため、国の「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に基づき、本県の 地域の実情や過去における食中毒の発生状況等を踏まえて千葉県食品衛生監視指導計画 (以下「監視指導計画」という。)を作成し、これを実施することにより県民の健康の 保護を図っていくものとする。

第2 総括的事項

1 監視指導計画の対象地域

千葉市、船橋市及び柏市を除く県内地域 (保健所設置市(千葉市、船橋市及び柏市)においては、別途計画を定めているため。)

2 監視指導計画の対象者等

- (1) 食品衛生法に基づく営業施設及び食品等事業者
- (2) と畜場法に基づくと畜場及び従事者
- (3) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(以下「食鳥処理法」という。) に基づく食鳥処理場及び従事者
- (4) ふぐの取扱い等に関する条例(以下「ふぐ条例」という。) に基づくふぐ営業認証 施設及びふぐ処理師
- (5) 消費者(食品等の安全性の確保に関する施策へ意見を表明する等の役割)

3 実施期間

令和4年4月1日から翌年3月31日まで

第3 監視指導を実施すべき事項

本県における食品流通、食品衛生上の危害の発生状況及び広域流通する食品を考慮し、次の事項について監視指導を実施する。

1 共通監視指導事項

食品関連営業施設の監視指導の効果的な実施のための共通監視指導事項を次のとおりとする。

(1) 食品関連営業施設及びふぐ営業認証施設に対する監視指導

ア 食品衛生法、食品表示法及び食品衛生法施行条例等に基づく、食品等の規格基準及び表示の基準、公衆衛生上必要な措置の基準、公衆衛生上必要な営業施設の基準等の遵守状況

特に、下記事項について、周知を行う。

- (ア) 営業者は、食品又は添加物について、消費者が安全に喫食するために必要な情報を消費者に提供するよう努めること。
- (イ) 営業者は、食品又は添加物に関する消費者からの健康被害及び食品衛生法等に違反する情報を得た場合には、当該情報を保健所等に提供するよう努めること。
- (ウ) 営業者は、食品又は添加物について、消費者及び食品又は添加物を取り扱う者から異味又は異臭の発生、異物の混入その他の健康被害につながるおそれが否定できない情報を得た場合には、当該情報を保健所等に提供するよう努めること。
- イ HACCPに沿った衛生管理の状況
- ウ 食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の適正な実施のための 周知と指導
- エ 器具又は容器包装における製造管理基準及び情報伝達に関する事項の周知と 指導

(2) と畜場及び食鳥処理場等の食肉流通の拠点施設に対する監視指導

- ア と畜場法及び食鳥処理法等に基づく施設基準、食肉に供される獣畜等の処理 基準等の遵守の状況
- イ 枝肉及び可食内臓への微生物汚染や動物用医薬品等の残留の防止対策の実施 状況
- ウ HACCPに沿った衛生管理の状況

2 重点監視指導事項

共通監視指導事項に加え、食品衛生対策に係る具体的な重点監視指導事項を次のとおりとする。

(1) 食中毒予防対策に係る事項

- ア 県内で過去5年間に発生した食中毒の原因物質として多くを占めるもの及び ふぐ毒や化学物質による食中毒の予防対策
- イ ノロウイルス、カンピロバクター及び腸管出血性大腸菌等による食中毒の予防 対策

対策		
食中毒予防対策		重点監視指導事項
ノロウイルス等の	ア	飲食店及び集団給食施設等での二枚貝や加熱調理を要する食品の十分な
ウイルス性食中毒		加熱の徹底
の予防対策	1	調理従事者の徹底した手洗いの励行
	ウ	おう吐物等により汚染された可能性のある食品の廃棄、施設において
		おう吐した場合の消毒方法等
	エ	食品取扱者の健康状態の確認及び記録の実施、無症状病原体保有者への
		適切な措置等、大量調理施設衛生管理マニュアルに基づくノロウイルス
		対策の実施
カンピロバクター	ア	飲食店等での食肉(特に鶏肉)の衛生的な取扱い及び十分な加熱等の徹底
による食中毒の	イ	生食用食肉以外で非加熱又は加熱不十分な食肉及び内臓を提供しないこと
予防対策	ウ	牛レバー及び豚の食肉(内臓を含む)の生食用としての提供禁止
	エ	焼肉店においては、利用者に対し、肉を焼く際の取り箸、専用トングの
		提供
	<u>オ</u>	食鳥処理業者及び卸売業者等による鶏肉の「加熱用」の表示等の徹底
腸管出血性大腸菌	ア	飲食店等での食肉、野菜等の衛生管理の徹底、生食用食肉の規格基準の
0157等による		遵守及び表示の点検又はその他の食肉の加熱調理の状況等
食中毒の予防対策 	1	生食用食肉以外で非加熱又は加熱不十分な食肉等を提供しないこと
	ウー	キレバー及び豚の食肉(内臓を含む)の生食用としての提供禁止
	エ	焼肉店においては、利用者に対し、肉を焼く際の取り箸、専用トングの
	→	提供
	オ	漬物や加熱しないで喫食する食品(カット野菜・カット果物)を製造・加工
	_	する施設において、HACCP に関する手引書等に基づく衛生管理の実施
	カ	生食用野菜等の十分な洗浄及び高齢者、若齢者及び抵抗力の弱い者に食事 を提供する施設における生食用野菜等の殺菌等、大量調理施設衛生管理
		で で で で で で で で で で で で で で で で で で で
アニサキスによる	ア	生鮮魚介類の冷凍・加熱による予防
食中毒の予防対策	イ	生鮮魚介類の目視での確認及びアニサキス幼虫の除去
サルモネラ属菌に	ア	GPセンター、液卵製造施設及び食品取扱施設等における鶏卵の温度管理、
よる食中毒の予防		破卵等の選別、製造又は加工に係る記録の作成及び保存等の実施状況
対策	1	集団給食施設、菓子製造施設及び飲食店等における鶏卵や食肉等の衛生的
	·	な取扱い及び調理方法等
	ウ	牛レバー及び豚の食肉(内臓を含む)の生食用としての提供禁止
L		

ウエルシュ菌に	大量調理食品の加熱殺菌及びウエルシュ菌の増殖防止のための速やかな冷却の	
よる食中毒の予防	徹底	
対策		
黄色ブドウ球菌に	ア 調理従事者における皮膚の化膿性疾患の確認及び当該部位への耐水性の	
よる食中毒の予防	被覆材の使用の徹底	
対策	イ 食品の低温管理の徹底	
ふぐ毒による食中	食用不適ふぐの排除及び食用ふぐの有毒部位の除去の徹底	
毒の予防対策		
化学物質による	ア 飲食店や食品等の製造施設での化学物質の混入防止対策の徹底	
食中毒の予防対策	イ 鮮魚介類の温度管理によるヒスタミン産生防止対策の徹底	

(2) 表示に係る事項

表示は消費者が食品を選択する際の重要な情報源であることから、食品製造・加工施設に対し、下記事項を重点に監視指導を行うとともに、製造者及び加工者に対し、使用する原材料について、アレルゲンを含む食品の使用の有無等の点検及び確認の徹底について併せて指導を行う。

また、下記以外の品質事項、保健事項に係る不適正表示の疑義事案を発見した際は、関係部署等に情報提供を行う。

- ア 科学的・合理的根拠に基づいた適正な期限表示と保存方法
- イ アレルゲンを含む食品の使用原材料等の適正表示
- ウ 遺伝子組換え食品の使用原材料等の適正表示
- エ 「生食用かき」の採取水域等及び「ふぐ加工品等」の適正表示
- オ 食品添加物の適正表示

(3) 食品群ごとの食品供給行程(フードチェーン)に係る事項

食品はその生産から販売に至る全ての行程において消費者の健康被害を発生させるリスクを有していることから、それらのリスクの内容を検討し、日常からあらゆる危害の発生を想定してその防止を図るための対策を講じなければならない。

このため、食品群ごとの食品供給行程の各段階において、次の事項を重点とし、 必要に応じて食品の生産段階の安全規制を実施する農林水産担当部局等と連携して 監視指導を実施する。

ア 食肉、食鳥肉及び食肉製品

供給行程	重点監視指導事項
とさつ解体	(ア) 健康な獣畜又は家きんのと畜場又は食鳥処理場への搬入の確認
又は食鳥処理	(1) 牛の個体識別番号の確認
等	(ウ) 獣畜、家きんの病歴を踏まえたと畜検査、食鳥検査の実施
	(I) 枝肉、中抜と体等の微生物検査による衛生的な処理の検証
	(オ) と畜場及び食鳥処理場における動物用医薬品等の残留物質検査の
	実施
	(加) 認定小規模食鳥処理業者における年間処理羽数の上限確認
	(キ) 千葉県野生鳥獣肉に係る衛生管理ガイドラインに基づく野生鳥獣の
	捕獲、運搬及び食肉処理施設における解体の実施

製造及び加工	(ア) 食肉処理施設における微生物汚染の防止対策の実施状況
	(1) 原材料受入れ時の残留抗生物質等の検査による安全性確保の実施
	状況
	(ウ) 製造又は加工に係る記録の作成及び保存の実施状況
	(I) 食肉処理施設で解体された野生鳥獣肉の使用の徹底
貯蔵、運搬、	(ア) 枝肉、カット肉の衛生管理(保存温度、衛生的な取扱い等)
調理及び販売	(イ) 加熱調理の実施状況
	(ウ) 食肉処理施設で解体された野生鳥獣肉の使用の徹底

イ 乳及び乳製品

供給行程	重点監視指導事項
原料乳の搾取	(ア) 健康な獣畜からの搾乳及び搾乳時における衛生確保(微生物汚染
及び荷受	防止等)の徹底
	(イ) 搾乳後の生乳の腐敗や微生物増殖を防止するための温度管理の徹底
	(ウ) 生乳の残留抗生物質等の検査の実施状況
製造及び加工	(ア) 製造又は加工過程における微生物汚染の防止対策の実施状況
	(イ) 製造又は加工に係る記録の作成及び保存の実施状況
	(ウ) 飲用乳の出荷前の微生物検査等の徹底
貯蔵、運搬、	衛生的な流通管理(保存温度、取扱い等)の徹底
調理及び販売	

ウ食鳥卵

供給行程	重点監視指導事項
原料卵の採取	(ア) 食用不適卵の排除の徹底
及び荷受	(1) 採卵後の低温管理
製造及び加工	(ア) 新鮮な正常卵の受入状況
	(1) 洗卵時及び割卵時の微生物汚染の防止対策の実施状況
	(ウ) 製造又は加工に係る記録の作成及び保存の実施状況
	(I) 汚卵、軟卵及び破卵の選別等の実施状況
貯蔵、運搬、	(ア) 低温保管等の温度管理の状況
調理及び販売	(1) 破卵等の検査の実施状況

工 水産食品

工。小庄及山	
供給行程	重点監視指導事項
原料の荷受	(ア) 有毒魚介類の排除の徹底
	(イ) 漁港等の水揚げ場における衛生管理の状況
	(ウ) 養殖魚介類への動物用医薬品等の使用状況
製造及び加工	(ア) 生食用鮮魚介類の衛生管理の徹底
	(イ) 製造又は加工過程における微生物汚染の防止対策の実施状況
	(ウ) 製造又は加工に係る記録の作成及び保存の実施状況
	(I) 生食用かきの採取水域等の表示
	(オ) ふぐの衛生的な処理の徹底
貯蔵、運搬、	(ア) 有毒魚介類等の市場からの排除の徹底
調理及び販売	(イ) 病原微生物等の検査の実施状況
	(ウ) 水産加工品の衛生的な流通管理(保存温度、取扱い等)の状況

(I)	食品の加熱調理の実施状況
(†)	日視除去や冷凍処理等による寄生虫対策の徹底

オ 野菜、果実、穀類、豆類、種実類、茶等及びこれらの加工品

	秋然、豆然、恒久然、水石及びこれらい加工品
供給行程	重点監視指導事項
原料の採取	(ア) 生食用野菜等の微生物汚染の防止対策
及び荷受	(イ) 残留農薬検査の実施状況
	(ウ) 出荷時検査の実施状況
	(I) 穀類、豆類等のかび毒対策の実施状況
	(オ) 有毒植物等の排除の徹底
製造及び加工	(ア) 生食用野菜等の衛生管理の徹底
	(イ) 製造又は加工に係る記録の作成及び保存の実施状況
貯蔵、運搬、	(ア) 生食用野菜等の洗浄及び必要に応じて殺菌の徹底
調理及び販売	(イ) 残留農薬及び汚染物質等の検査の実施状況
	(ウ) 穀類、豆類等のかび毒対策の実施状況
	(I) 有毒植物等の排除の徹底

カ 食品一般及び添加物等

供給行程	重点監視指導事項
製造、加工及び	(ア) 添加物(その製剤を含む。以下同じ。)の製造、加工における規格
販売	基準の遵守の確認
	(イ) 食品の製造、加工における添加物の使用状況
	(ウ) 製造又は加工された食品の添加物検査の実施

(4) 広域流通する食品の製造等に係る監視指導事項

広域流通食品の製造・販売等を行う食品等事業者(以下「広域流通食品等事業者」 という。)に対しては、次の事項を重点とし、監視指導を実施する。

ア 食品製造時における衛生管理の確認

期限切れの原材料の使用等不適切な原材料の使用の有無、原材料の在庫管理等を含めた製造管理全般に関して、広域流通食品等事業者に対して、管理運営要領等について提示を求め、その内容を確認する。

イ 記録の作成・保存の確認

食品の製造・加工・保存に係る記録が、HACCPに関する手引書及び記録の作成・保存に係るガイドライン等に基づき、使用する原材料の期限表示に係る記録等、適正に作成・保存されているか、広域流通食品等事業者に対し、提示を求め、その内容を確認する。

ウ期限表示の確認

表示について点検し、期限表示の科学的・合理的根拠の妥当性を確認するとともに、製品の期限設定の一覧とその根拠の備付けの状況及び製品に対する製造及び表示等の記録を確認する。

(5) 異物混入対策に係る監視指導事項

食品への異物混入事案が相次いでいることを踏まえ、食品等事業者に対し、異物混入防止のための取組が徹底され、食品の安全性が確保されるよう、次の事項を重点

- とし、監視指導を実施する。
 - ア 異物混入防止のための取組の徹底

食品等事業者における異物混入防止の取組が徹底されるよう、以下について 指導を行う。

- (ア) 食品取扱設備等の適正な維持管理
- (1) 施設及びその周囲の維持管理及びそ族昆虫対策
- (ウ) 食品取扱者の衛生的な服装及び施設内への不要物の持込禁止
- (I) 洗浄剤、消毒剤その他化学物質の適正な保管管理
- イ 食品取扱者及び関係者における衛生教育の実施

食品等事業者において、食品等の製造、加工及び調理等が衛生的に行われるよう、食品取扱者及び関係者に対し、衛生教育を適切に実施するよう指導を行う。

ウ 異物混入防止のための必要な措置

食品等事業者において、異物混入の可能性について検証を行い、混入防止のために必要な措置を講じるよう指導を行う。

エ 健康被害のおそれがある情報の保健所等への報告

消費者及び食品又は添加物を取り扱う者から、異物の混入その他の健康被害につながるおそれが否定できない情報を得た場合には、当該情報を保健所等に提供するよう指導を行う。

(6) 輸入食品に係る監視指導事項

国内で消費される食料の多くを海外からの輸入に依存しており、また、本県は、 成田国際空港等の食品輸入の拠点を擁していることから、次の事項を重点とし、輸入 食品の安全を確保する。

ア 輸入食品の検査

輸入農産物や輸入畜産物等の残留農薬検査、輸入畜水産物の動物用医薬品 検査、加工食品等の組換え遺伝子検査等を計画的に実施する。

また、輸出国の流通実態や輸入食品の違反事例等を参考にして必要な検査を行うことにより、違反食品の排除に努める。

イ 違反発見時の対応

違反食品を発見した場合には、国及び関係自治体に迅速に通報するとともに、 連携して違反食品の販売禁止や回収等の措置を講じる。

(7) 回収食品等及び廃棄食品等の処理に係る事項

食品等事業者が食品等を回収及び廃棄する際の処理について、次の事項を重点とし、監視指導を実施する。

ア 食品等を回収する際の取組の徹底

食品等事業者において、食品等の迅速かつ適切な回収に向けた体制を構築し、回収に係る記録を作成・保存するとともに、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を保健所等に届け出るよう指導を行う。なお、届出のあった内容については、国の食品衛生申請等システムを活用し、公表する。

イ 回収した食品等及び期限切れ等の食品を廃棄する際の取組の徹底 食品等事業者において、廃棄する食品等を他の製品と区別して保管し、廃棄に 係る記録を作成・保存する等、廃棄物が適切に処理されるよう指導を行う。

(8)食品衛生法等の改正に係る事項

平成30年6月に食品衛生法等が改正され、令和3年6月1日から完全施行されたことを受け、次の事項を重点とし、監視指導実施時におけるリーフレット等の配布や各種講習会を通じて、食品等事業者に対して指導を行う。

- ア HACCPに沿った衛生管理の制度化
- イ 営業許可制度の見直し・届出制度の創設
- ウ 食品の自主回収(リコール)情報の報告制度の創設

(9)飲食店における持ち帰り・宅配食品の衛生管理に係る事項

新型コロナウイルス感染症の流行が継続し、新たに持ち帰り(テイクアウト)や 宅配(出前)等のサービスを開始する一般的な飲食店が増加していることを踏まえ、 次の事項を重点とし、衛生管理の徹底について指導を行う。

- ア
 持ち帰りや宅配等に適したメニューの選定
- イ 施設設備の規模に応じた食数の提供
- ウ 加熱調理食品の中心部までの十分な加熱
- エ 調理済み食品の適切な温度管理
- オ 消費者に対して速やかな喫食に関する注意喚起

第4 監視指導等の実施体制等に関する事項

食品に関連する監視指導に当たっては、監視指導や検査を行う機関がそれぞれの役割分担を明確にするとともに、国、他の都道府県等とも連携し、綿密な計画を立て効率的に実施する必要がある。

このための各機関の役割は次のとおりとする。

1 監視指導等の実施機関と役割

(1) 健康福祉部衛生指導課

- ア 監視指導計画及び食品衛生等に関する施策の策定及び公表
- イ 違反の事実に基づく行政処分等の公表
- ウ 食品等の安全性の確保に関する県民への情報提供
- エ 県庁内関係部局、他の都道府県等、国との連絡調整

(2) 保健所

- ア 食品営業施設及びふぐ営業認証施設等の監視指導
- イ 違反食品、苦情食品(異味、異臭、異物混入等)に係る調査及び指導
- ウ 食中毒に係る調査及び指導
- エ 違反の事実に基づく行政処分等の実施
- オ 食品等事業者及び消費者への衛生講習会の実施並びに食品衛生及び適正表示 に関する情報提供

カ 食品営業施設における HACCP に沿った衛生管理の推進のための研修会等 への支援

(3) 食肉衛生検査所

- ア と畜検査及び食鳥検査の実施
- イ と畜場及び食鳥処理場の監視指導
- ウ と畜場及び食鳥処理場に付帯する食肉処理施設等の監視指導
- エ 野生鳥獣(いのしし又は鹿)に係る食肉処理施設の監視指導
- オ 違反の事実に基づく行政処分等の実施
- カ と畜場、食鳥処理場等への衛生講習会の実施並びに食肉衛生及び適正表示に 関する情報提供
- キ と畜場、食鳥処理場等における HACCP に沿った衛生管理の推進のための 研修会等への支援
- ク と畜場、食鳥処理場における衛生管理計画及び手順書に係る外部検証の実施

2 食品収去検査等の実施機関と役割

(1) 健康福祉部衛生指導課

- ア 食品収去検査等に関する計画の策定及び公表
- イ 食品収去検査等に係る県庁内関係部局、他の都道府県等、国との連絡調整
- ウ検査の業務管理等に係る点検

(2) 保健所

- ア 食品収去検査等の検体の採取及び検査
- イ 違反食品、苦情食品及び食中毒に係る検体の採取及び検査
- ウ 内部精度管理及び外部精度管理の実施

(3) 衛生研究所

- ア 食品収去検査等の検体の検査
- イ 違反食品、苦情食品及び食中毒に係る検体の検査
- ウ 内部精度管理及び外部精度管理の実施

(4) 食肉衛生検査所

- ア 食品収去検査等の検体の採取及び検査
- イ 内部精度管理及び外部精度管理の実施

(5) 登録検査機関

食品収去検査等の検体の検査

3 連携体制の確保

(1) 広域的な食中毒事案発生時の関係機関との連携体制の確保

関東信越厚生局並びにその管轄区域内の都県等で構成される広域連携協議会に

参加し、連絡及び連携体制を確保する。複数の都道府県等が関係する広域な食中毒事案が発生した場合には、同協議会において必要な情報を共有するとともに、関係機関等と緊密に連携して対策を講じる。

(2) 他の都道府県等の食品衛生担当部局との連携

食中毒事案の発生状況や食品の流通状況等を踏まえて、関係する都道府県等の 食品衛生担当部局との間に連絡及び連携体制を確保する。広域流通食品等に係る 違反や広域的な食中毒の発生時には、必要に応じ、他の都道府県等の食品衛生担当 部局と連携して対策を講じる。

(3) 国との連携

ア 厚生労働省

平常時から連絡及び連携体制を確保するとともに、大規模又は広域的な食中毒や輸入食品に係る問題等が発生した場合は、厚生労働省へ迅速に通報するとともに、連携して必要な対策を講じる。

イ 消費者庁

平常時から連絡及び連携体制を確保するとともに、食品等に係る重大事故の発生時や広域流通食品の食品表示法違反発見時等、広域的な対応が必要な事例が発生した場合は、消費者庁へ迅速に通報するとともに、連携して必要な対策を講じる。

(4) その他の部署等との連携

ア 千葉県食の安全・安心対策会議に係る事項

千葉県食の安全・安心対策会議において、食品の生産から消費に至る基本的、 総合的な事項を検討するとともに、緊急事案には迅速に対応していく。

イ 農林水産物の生産段階に係る事項

農林水産物の生産段階に係る監視指導については、生産担当部局と連携し、 また保健所は地域の農林水産業の振興・指導等を担当する機関と連携して監視 指導を実施する。

ウ 食品等の表示及び広告に係る事項

食品等の表示及び広告等の適正化を図るため、監視指導の際、衛生事項以外の表示についても留意し、違反等が認められた場合は、関係部署等に情報提供をするとともに、状況に応じ連携して立入検査を実施し適正化を図る。

4 試験検査実施機関の体制の整備

(1) 信頼性の確保

保健所、衛生研究所及び食肉衛生検査所の各試験検査実施機関の役割分担を踏まえ、信頼性確保部門による内部点検の定期的な実施、外部精度管理調査の定期的な受検等、これらの機関の技術向上及び信頼性確保のための取り組みを行う。

試験検査等を委託する登録検査機関に対しては、適正な業務管理を求めるとともに、必要に応じて、関係資料の確認や立入検査により業務管理状況を確認する。

(2) 技術研修等の実施

必要な検査機器の整備及び導入に伴う関係職員の技術研修等の実施に努める。

(3)薬物混入事案等への対応

農薬や化学物質の食品への混入等に対応する、検査体制の整備に努める。

第5 施設への立入検査に関する事項

食品関連施設への立入検査は、中長期の計画のもと継続性を持ち、かつ一定の 実施基準に基づいて行うことが必要である。

このため、次の事項を立入検査計画を立案する際の指針とする。

1 立入検査の方向性

食生活の多様化、食品等の製造・加工技術等の高度化、食品流通の広域化及び国際化等に適切に対応するためには、計画的・効果的な監視指導が必要である。

また、食品衛生法等の改正により、原則として全ての食品等事業者を対象に HACCPに沿った衛生管理が制度化されたことから、施設の衛生管理状況等の監視 指導に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施状況の確認が必要となる。

このため、新制度の施行に伴い、効率的かつ適切な監視指導を実施するため、食品等 事業者自らが実施する衛生管理の強化促進を基本として監視指導の実施に努め、衛生 管理の向上を図る。

2 監視分類及び監視指導の頻度

監視指導を以下のように分類し、分類ごとの監視指導の重要度等を踏まえて、本県の監視指導の頻度を次のように定める。

(1) 製造業等監視:原則年に1回以上

食品等を大規模に製造又は広域流通する食品を製造する施設、大量調理を行う飲食店及び集団給食施設等、監視指導の重要度の高い施設に対する監視をいう。

(2) 重点監視:施設の規模等により必要な頻度

製造業等監視の対象とならない施設のうち、地域の状況や施設の規模等に応じて 実施頻度を決定する施設に対する監視をいう。

(3) 定期監視:継続時に監視

製造業等監視、重点監視の対象とならない施設のうち、継続許可施設等に対する監視をいう。

(4) その他の監視:必要に応じて監視

上記(1)から(3)のいずれにも該当しない施設の監視をいう。

なお、監視指導を実施する各機関は、この監視指導の頻度を基本とした上で、管内の 食品衛生に関する状況と今までの監視指導の実績を分析・検討し、必要な回数を加える 等し、実効的な監視指導の推進に努めるものとする。

監視	監視	対象業種 (施設)		
分類	頻度			
製造業	原則年に	ア 地方公設市場		
等監視	1回以上	イ 以下の業種のうち、食品を大規模に製造し、又は広域流通する		
		食品を製造する施設		
		・集乳業 ・乳処理業 ・特別牛乳搾取処理業 ・食肉処理業		
		・食品の放射線照射業 ・菓子製造業 ・アイスクリーム類		
		製造業・乳製品製造業・清涼飲料水製造業・食肉製品		
		製造業・水産製品製造業・氷雪製造業・液卵製造業		
		・食用油脂製造業・みそ又はしょうゆ製造業・酒類製造業		
		・豆腐製造業 ・納豆製造業 ・麺類製造業		
		・(複合型) そうざい製造業 ・(複合型) 冷凍食品製造業 ・漬物製造業 ・密封包装食品製造業 ・食品の小分け業		
		・ 演物表 追来 ・ 名封己表 及 の 表 追来 ・ 及 の シ が カ け ティー・		
		ウ 飲食店営業のうち同一メニューを1回300食又は1日		
		750食以上調理し、提供する施設		
		エ 集団給食施設のうち同一メニューを1回300食又は1日		
		750食以上調理し、提供する施設		
		オ 指定成分等含有食品の製造加工施設		
		カ 上記以外の施設でHACCPに基づく衛生管理を実施して		
		いる施設		
重点	原則3年に	ア 集団給食施設のうち製造業等監視の対象とならない施設		
監視	1回程度			
	施設の規模	イ 調理製造場を有する大型スーパー		
	等により	ウ と畜場、食鳥処理場及び付帯する食肉処理施設等		
	必要な頻度	エ 野生鳥獣(いのしし又は鹿)に係る食肉処理施設		
		オー生食用食肉取扱施設		
		力 地方公設市場以外の市場 キ ふぐ営業認証施設		
		キーふぐ営業認証施設 クー器具・容器包装製造施設(合成樹脂を使用したものに限る)		
——+□	⟨№ ⟨± n+ 1−			
定期 監視	継続時に 監視	ア 飲食店営業のうち製造業等監視及び重点監視の対象となら ない施設		
血水	面沉	^&V 1/2012 イ 以下の業種のうち製造業等監視及び重点監視の対象となら		
		ない施設		
		• 集乳業 • 乳処理業 • 特別牛乳搾取処理業 • 食肉処理業		
		・食品の放射線照射業・菓子製造業・アイスクリーム類		
		製造業 ・乳製品製造業 ・清涼飲料水製造業 ・食肉製品		
		製造業 ・水産製品製造業 ・氷雪製造業 ・液卵製造業		

		・食用油脂製造業 ・みそ又はしょうゆ製造業 ・酒類製造業	
		• 豆腐製造業 • 納豆製造業 • 麺類製造業	
		・そうざい製造業 ・冷凍食品製造業 ・漬物製造業	
		・密封包装食品製造業 ・食品の小分け業 ・添加物製造業	
		ウ 魚介類販売業、食肉販売業	
		エ 調理製造場を有するスーパー(大型スーパーを除く)	
		オー自動車を利用して行う営業	
		カ 屋台、露店等及び臨時施設での飲食店営業	
その他	必要に応じ	ア 届出対象施設(製造業等監視及び重点監視の対象となる施設	
の監視	て	を除く)	
		イ 自動販売機による営業許可施設	

第6 食品等の収去検査等に関する事項

科学的な根拠に基づいた監視指導を推進するため、食品等の検査の要点を次のとおりとし、計画的に実施する。

1 共通事項

保健所、衛生研究所、食肉衛生検査所及び登録検査機関において、県内で生産、製造 又は販売される食品等(輸入食品を含む。)について、食品衛生法及び食品表示法に 基づく検査等を実施する。

2 重点的な検査を実施する事項

- (1) 残留農薬、残留動物用医薬品及び食品添加物等の理化学検査
- (2) 黄色ブドウ球菌、サルモネラ属菌及び腸管出血性大腸菌〇157等の食中毒 起因菌等の微生物検査
- (3) 放射性物質の検査
- (4) 過去に違反事例の多い食品の規格基準に関する検査
- (5) その他重点監視指導の実施に必要な検査

第7 夏期及び年末等の監視指導の強化に関する事項

食中毒等の健康被害が発生しやすい時期においては、対象業種(施設)を定めて 監視指導を行い、食品による健康被害発生の未然防止に努める。

1 夏期及び年末

食中毒が多発する夏期及び食品流通量が増加する年末においては、国が例年定める方針も踏まえ、次のとおり監視指導を実施する。

夏期における	夏期に発生しやすい食品に起因する事故を防止し、県民、観光客等の健康
対策	保持を図るため、千葉県食品衛生夏期対策を6月1日から9月30日に
	かけて実施するとともに、この対策期間中に、目的等を細やかに定め、
	食品の適正表示の徹底並びにカンピロバクター、腸管出血性大腸菌、
	アニサキス等による食中毒防止対策等を重点的に実施する。
	・夏の食品安全推進月間(7月16日から8月15日まで)
	・海の家等海浜の食品営業施設一斉監視(7月16日から8月6日まで)
	・食中毒予防強調月間(8月1日から8月31日まで)
年末における	12月1日から12月31日までを千葉県年末の食品安全推進月間と
対策	定め、広域流通食品等事業者の監視指導及びアレルゲンを含む食品の適正
	表示の徹底並びにノロウイルスやふぐ毒の食中毒防止対策や市場衛生対策
	等の監視指導を重点的に実施する。

2 その他

特定の違反事例が頻発する等、食品衛生に係る問題が発生し、かつ、全国的な調査や 監視指導を行う必要が生じた場合は、国が示す方針も踏まえ、また必要に応じて他の 都道府県等と連携しながら監視指導を行う。

第8 違反を発見した場合の対応に関する事項

法令等に違反する施設や食品等を発見した場合は、遅滞なく営業者等に改善・ 回収等の自主的な対策を行わせるとともに行政が的確な対応を行うことで、 消費者の被害を未然に防止する必要がある。このための基本的な対応は、違反が 軽微であって直ちに改善が図られたものを除き、法令違反については書面での 行政指導を行う等、次のとおりとする。

1 立入検査時に違反を発見した場合

区分	措置内容
法令に基づく公衆衛生上必要な措置の	営業者等に対し、速やかに改善の指導又は
基準や公衆衛生上必要な営業施設の基準	命令等を行う。
に違反した施設を発見した場合	
食品衛生法に違反する食品等を発見した	営業者等に対し、当該食品等が販売または
場合	営業上使用されないように指導又は回収、

	廃棄等を行わせるとともに、必要に応じ、営業
	の禁止若しくは停止等の行政処分を行う。
食品表示法に違反する食品等を発見した	営業者等に対し、表示の是正等の指導又は
場合	回収等を行わせるとともに、必要に応じ、営業
	の停止等の行政処分を行う。
悪質な違反の場合	告発を行う。

2 収去検査の結果、違反を発見した場合

区分	措置内容
県内で生産、製造又は加工された食品の	営業者等に対し、当該食品等が販売または
場合	営業上使用されないように指導又は回収、
	廃棄等を行わせるとともに、必要に応じ、営業
	の禁止若しくは停止等の行政処分を行う。
広域流通食品等及び輸入食品等の場合	関係する都道府県等の食品衛生担当部局又は
	国へ迅速に情報提供を行い、連携して違反に
	係る食品等の流通防止措置、再発防止措置等
	の必要な対策を講ずる。
悪質な違反の場合	告発を行う。

3 違反事実の公表

重大な違反事例や行政処分事例については、危害の拡大及び再発の防止を図るため に、事業者名、対象食品名、措置内容等を適宜公表する。

第 9 県 民 等 へ の 情 報 提 供 及 び 意 見 の 交 換 (リスクコミュニケーション) の実施に関する事項

県民等に対し、食品等の安全性の確保に関する情報提供や監視指導の実施状況の公表を積極的に実施し、意見を聴取するとともに、これらを踏まえて監視指導に反映させる。

また、次年度の監視指導計画策定段階において、県民等から意見を聴取する機会を設ける。

これらの県民等への情報提供や意見の交換の機会を通じて、地域の実情に応じた監視指導計画を策定していくこととする。

1 令和4年度の監視指導計画の実施結果については、翌年度の6月末までに公表を行う。

- 2 監視指導計画の策定の際及び年度途中に監視指導計画を変更する場合は、その内容 を公表し、県民等の意見を聴取する。
- 3 食品等の安全性の確保に関する施策の実施に当たり必要な場合は、これを公表し、 県民等の意見を聴取する。
- 4 公表は、健康福祉部衛生指導課、千葉県庁県政情報コーナー、千葉県文書館、 各地域振興事務所及び各保健所における閲覧、ホームページ、広報紙等の方法により 行い、これに関する意見の聴取は、郵送、電子メール、ファックス等の方法により行う。
- 5 千葉県食中毒警報等発令要領に基づき、食中毒が発生しやすくなる時期(6月1日~9月30日)に食中毒注意報を発令し、気温の上昇により、さらに食中毒が多発しやすくなった場合等に食中毒警報を発令することにより、県民及び食品等事業者へ食品の取扱い及びその他食品衛生に関する注意を喚起し、危害発生の未然防止を図る。
- 6 家庭における食中毒発生を未然に防止するため、食品の購入から喫食までの取扱い に関する消費者への啓発を行う。
- 7 ふぐ、野生植物等の衛生上の専門的な知識を必要とする食材については、自家調理の 自粛の周知を図る。

特に、野生のキノコについては、知らないキノコや食用が確認できないキノコを喫食しないよう、関係部署等と連携を図りながら注意喚起を行う。

8 非加熱又は加熱不十分な食肉や鶏の生レバーを喫食することは食中毒の原因となる リスクが高いことを啓発する。

第10 食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項

食中毒が発生した場合の対応は、「千葉県健康危機管理基本指針」(以下「基本指針」という。)、「千葉県食中毒疫学調査要領」(以下「調査要領」という。)等に基づき、発生の内容、程度等に応じて次の事項を迅速かつ適切に実施し、原因の究明と危害の拡大防止に努める。

1 食中毒等発生時の対応

- (1) 調査要領に基づき、平時から体制を整備するとともに、食中毒等健康危害の発生時には、基本指針に基づき関係部局と連携をとりながら迅速かつ的確な対策を行う。
- (2) 初動調査においては、病原微生物のみならず化学物質等が原因である可能性も 考慮する。

- (3) 毒物劇物等の物質を原因として疑う場合は、調査初期段階において「毒劇物迅速検査キット」を活用する等して、毒物等の混入の有無を速やかに判定する。
- (4) 汚染源の遡り調査を積極的に行い、原因の究明に努める。
- (5) 原因調査等について専門的な知見を踏まえて実施できるよう、衛生研究所等と緊密に連携して対応する。
- (6) 腸管出血性大腸菌による広域的な食中毒事案が発生した場合には、遺伝子型解析を用いて、国や他の都道府県等と情報を共有する。

2 食中毒等発生時の公表

食中毒発生状況等の情報を速やかに公表し、消費者及び食品等事業者へ注意を促す。

3 広域的な食中毒事案の発生時の対応

複数の都道府県等が関係する広域的な食中毒事案が発生した場合には、広域連携協議会等において情報を共有するとともに、関係機関等と緊密に連携して対策を講じる。

4 指定成分等を含む食品等による健康被害発生時の対応

- (1) 指定成分等を含む食品等を取り扱う営業者から当該食品等が人の健康に被害を生じ、又は生じさせるおそれがある旨の情報の届出があった場合は、必要に応じて関係者と連携し、国への報告を行う。
- (2) いわゆる健康食品(指定成分等を含む食品等を除く。)による健康被害発生時においても、原因の究明に努め、調査結果を国へ報告する。

第11 食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進に関する事項

食品衛生管理の主体は、食品等事業者自らが担っており、原材料等の安全性の確認等自らが実施する衛生管理が必要不可欠である。このため県は、次の対策を講じ、食品等事業者自らが実施する衛生管理の一層の強化を推進する。

1 食品衛生管理者等の設置

- (1) 特に衛生上の考慮を必要とする食品又は添加物に係る営業施設には、食品衛生法に基づく食品衛生管理者又は食品衛生責任者を設置させ、施設における衛生管理並びに従事者に対する衛生指導の徹底を図る。
- (2) 食品衛生管理者又は食品衛生責任者が、法令等に規定される責務を適確に果たせるよう、営業者に対し必要な指導を行う。
- (3) ふぐを処理する営業者に対して、ふぐ条例に基づくふぐ処理師又はその者の

立会いの元に他の者がふぐを処理することの徹底を図る。

2 食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進

- (1) 法令等に規定される食品等事業者の責務を遵守するよう積極的に推進する。
- (2) 自主検査、原材料の安全性確認等の実施を推進する。
- (3) 食中毒等発生時の原因究明及び危害の拡大防止を図るため、食品の製造販売等に係る記録の作成、保存を推進する。
- (4) 仕出し屋、弁当屋、旅館及びホテル等の大量調理施設については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき自らが実施する衛生管理を推進する。

3 HACCPに沿った衛生管理の推進

食品衛生法等の改正により、令和3年6月1日から原則として全ての食品等事業者を対象にHACCPに沿った衛生管理が制度化されたため、次により、食品等事業者のHACCPの指導、助言を実施するとともに、消費者に対する広報を実施する。

(1) 運用に係る技術的支援

食品等事業者に対し、HACCPの技術的助言及び監視指導を行う。

また、監視指導に当たっては、一般衛生管理及びHACCPに沿った衛生管理を実施するための衛生管理計画及び手順書並びに衛生管理の実施状況の記録について、営業者が適切に作成できるよう指導するとともに、営業者が作成した衛生管理計画及び手順書の内容を確認する。特に、小規模営業者等については、HACCPに沿った衛生管理を実施することができるよう、厚生労働省が内容を確認した手引書を用いて指導を行う。

なお、と畜検査員にあっては、と畜場の設置者又は管理者若しくはと畜業者等、 食鳥検査員にあっては、食鳥処理業者が作成した衛生管理計画及び手順書の内容が 科学的に妥当か検証を行う。特に食鳥検査員にあっては、食鳥処理法第16条 第1項の認定を受けた食鳥処理業者がHACCPに沿った衛生管理を実施すること ができるよう、厚生労働省が内容を確認した手引書を用いて指導を行う。

(2) 食品等事業者への情報提供

食品等事業者が適切かつ円滑にHACCPを運用できるよう、ホームページやリーフレット等の活用や講習会等を開催し、必要な情報を提供する。

(3) 消費者に対する広報

消費者に対し、HACCPに沿った衛生管理に関するパンフレットの配布及びリスクコミュニケーションを実施する。

4 食品等事業者に対する表彰

食品衛生功労者及び食品衛生優良施設に対し、知事表彰、保健所長表彰等を実施し、食品営業者による自主的な衛生管理の意識の向上を図る。

第12 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項

食品衛生に関する状況は、食品自体の多様化や流通の変化、また科学的知見の 進展等からめまぐるしく変化しており、食品衛生に携わる者には最新かつ高度な 見識が求められることから、人材の育成及びその資質の向上は、食品衛生対策上 重要な事項である。

このため、行政機関、食品等事業者の双方が積極的に対策を講じていく必要があることから、次の事項の実施に努めることとする。

1 食品衛生監視員、と畜検査員、食鳥検査員及び食品衛生検査担当者等関系職員に関する事項

監視指導等が迅速かつ的確に実施できるように、技術研修や法令内容等に係る研修を実施するとともに、厚生労働省等が開催する研修会・講習会への参加を推進する。

2 食品衛生管理者等の食品等事業者自らが実施する衛生管理を担う者に関する事項

- (1) 食品等事業者、従事者及び集団給食施設の調理従事者等に対し、食中毒予防等の衛生講習会を実施する。
- (2) 食品衛生管理者、食品衛生責任者、食品衛生推進員、と畜場の衛生管理責任者及び作業衛生責任者、食鳥処理衛生管理者に対し、その責務が適切に果たされるよう、講習会や情報提供を実施する。
- (3) ふぐ処理師については、必要な知識及び技能を確認するための試験を実施する。
- (4) 公益社団法人千葉県食品衛生協会が委嘱する食品衛生指導員に対し、その任務に 必要な最新の知識、技術について情報提供等の協力を実施することにより、育成 指導を図る。